

淡路広域消防事務組合消防本部ソーシャルメディア公式アカウント運用要領

(趣旨)

第1 淡路広域消防事務組合消防本部から住民へ情報を発信する手段として、ソーシャルメディアを活用するにあたり、淡路広域消防事務組合消防本部ソーシャルメディア公式アカウント（以下「公式アカウント」という。）を作成し、その運用に必要な事項を定めるものとする。

(アカウント情報)

第2 運用するソーシャルメディアの種類及びアカウント名は、次のとおりとする。

- (1) X アカウント名 淡路広域消防本部【公式】
- (2) Instagram アカウント名 淡路広域消防本部【公式】

(運用管理責任者等)

第3 運用管理責任者、主管課及び投稿者は、次のとおりとする。

- (1) 運用管理責任者 総務課長
- (2) 主管課 消防本部総務課
- (3) 投稿者 消防本部各課の担当職員及び運用管理責任者が定める職員

(情報発信の目的)

第4 ソーシャルメディアの利点である即時性や拡散性等を活かし、住民に対し広く防災情報及び災害情報などを発信することで、被害の防止及び軽減を図るとともに、消防活動への理解を促し、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(発信する情報の内容)

第5 発信する情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災及び災害情報に関すること
- (2) 消防広報に関すること
- (3) 消防本部及び消防署が実施する各種訓練及び行事等に関すること
- (4) その他、市民生活に密接に関連する情報

(投稿時間)

第6 投稿は、原則として午前8時30分から午後5時15分の間に行うものとする。ただし、必要に応じ、随時の更新を行うことも可能とする。

(コメント等投稿)

第7 ソーシャルメディア利用者が公式アカウントへのコメント等を行うにあたり、その内容が次の事項に該当すると認める場合は、内容の投稿を禁止する措置を講じる。また、すでに投稿された内容についても、運用管理責任者の判断により、全部又は一部を削除するなど必要な対応を図るものとする。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など淡路広域消防事務組合消防本部又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害するもの
- (11) その他運用管理責任者が不適切と判断したもの
(コメント等に対する返信)

第8 公式アカウントでは、ソーシャルメディア内で寄せられたコメント等に対し、原則として返信は行わないこととし、併せて利用者への明示を図ることとする。ただし、投稿内容の錯誤や誤字脱字等に係る指摘に対しては、状況に応じて必要な対応を図ることとする。

(知的財産権の扱い)

第9 公式アカウントに掲載する情報（文章、画像等）に関する知的財産権（著作権等全ての権利）は淡路広域消防事務組合消防本部に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた行為を除き、無断で転載等をしてはならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第10 公式アカウントの運用に伴い取得された個人情報については、淡路広域消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第280号）及び関係法令に基づき適切に取り扱うこととする。

(情報セキュリティ対策について)

第11 公式アカウントの運用に係る情報セキュリティ対策については、淡路広域消防事務組合情報セキュリティ対策規程（令和7年訓令第271号）によるものとする。

(免責事項)

第12 淡路広域消防事務組合消防本部が運用するソーシャルメディアの免責事項については、次のとおりとする。

- (1) 掲載する情報については最新の注意を払うこととするが、事業の中止や変更など、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿の正確性、完全性、有用性を保証するものではない。
- (2) この公式アカウントの利用にあたって発生した直接的、間接的な損失やトラブル等について、淡路広域消防事務組合消防本部は一切の責任を負わない。

(3) コメント等の投稿に係る著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、淡路広域消防事務組合消防本部に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(運用ポリシーの周知)

第13 公式アカウントの運用にあたり、利用者に不利益が生じることのないよう、運用ポリシーとして必要な事項を定め、淡路広域消防事務組合ホームページ上において周知を図ることとする。

(なりすまし等の対応)

第14 公式アカウントへのなりすましが発見された場合は、淡路広域消防事務組合ホームページ上などにおいて、なりすましアカウントが存在する旨を告知し、注意喚起を行う。

(その他)

第15 公式アカウントの運用方針は、適宜見直しを図るものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、消防長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月15日から施行する。